

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正（第一条） 関係

一 緊急事態宣言時の命令に違反した場合における過料の額の引下げに係る修正

緊急事態宣言時の特定都道府県知事による命令に違反した場合における過料の額を「五十万円以下」から「三十万円以下」に修正すること。
（新第七十九条関係）

二 まん延防止等重点措置時の命令に違反した場合における過料の額の引下げに係る修正

まん延防止等重点措置時の都道府県知事による命令に違反した場合における過料の額を「三十万円以下」から「二十万円以下」に修正すること。
（新第八十条関係）

第二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正（第二条） 関係

一 入院の措置等に係る罰則の修正

入院の措置等により入院した者がその入院の期間中に逃げたとき又は入院の措置の対象者が正当な理由がなくその入院すべき期間の始期までに入院しなかったときの罰則を、刑事罰（一年以下の懲役又は百万円以下の罰金）から行政罰（五十万円以下の過料）に修正すること。
（新第八十条関係）

二 積極的疫学調査に係る罰則等の修正

1 新型インフルエンザ等感染症の患者等が、都道府県知事又は厚生労働大臣が行う積極的疫学調査に対して正当な理由がなく応じなかったときの罰則を、刑事罰（五十万円以下の罰金）から行政罰（三十万円以下の過料）に修正すること。
（新第八十一条関係）

2 1の罰則に前置する手続として、新型インフルエンザ等感染症の患者等が積極的疫学調査に対して正当な理由がなく協力しない場合において、なお感染症の発生予防又はまん延防止のため必要があると認めるときは、都道府県知事又は厚生労働大臣は、当該積極的疫学調査に応ずべき旨の命令を発することができる制度を設け、この命令に違反した場合にはじめて1の罰則の対象となるものとする。と。また、この命令については、必要な最小限度のものでなければならぬことを明記するとともに、書面による通知に関する規定を整備すること。
（新第十五条第八項から第十一項まで関係）

三 医療関係者等に対する協力の要請に係る規定の修正

感染症の発生予防又はまん延防止のための措置の実施に対する必要な協力の要請対象として、「医療機関」を明記すること。
（第十六条の二関係）

第三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。